

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人三木今二、同前堀政幸の上告趣意第一点は、憲法二二条一項違反をいうが、道路運送法四条一項、一二八条一号が憲法の右条項に違反するものでないことは、当裁判所の判例（昭和三五年（あ）第二八五四号同三八年一二月四日大法廷判決、刑集一七巻一二号二四三四頁）の趣旨に徴し明らかであるから、所論違憲の主張は理由がなく、同第二点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四五年六月五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	草 鹿	浅 之 介
裁判官	城 戸	芳 彦
裁判官	色 川	幸 太 郎
裁判官	村 上	朝 一